

在日コリアンの子どもたちに対する差別を非難し、 差別防止のための施策の充実を求める決議

(2010年3月10日 理事会決議)

1 2009年(平成21年)12月4日午後1時頃、京都市南区にある京都朝鮮第一初級学校の門前で、市民団体と称する者ら10数名が、拡声器を使用して「朝鮮学校、こんなもの学校ではない」「こらあ、朝鮮部落、出る」「お前らウンコ食っとけ、半島帰って」「スパイの子どもやないか」「北朝鮮に帰ってくださいよ」「キムチくさいねん」「密入国の子孫やんけ」などと約1時間もの間、罵声を浴びせ続けた。また、校門を開けることを繰り返し求め、学校に隣接する公園に設置した朝礼台を移動させ、スピーカーの線を切断するなどの実力行為を行った。これにより教育現場は混乱し、児童らが恐怖のあまり泣き出すという事態となった。

この問題について2010年(平成22年)1月19日、京都弁護士会会長声明が発表されたものであるが、これに対し同年2月10日午前11時45分頃、市民団体と称する者10数名が京都弁護士会館前路上において、約30分にわたり、拡声器を用いて「悪徳弁護士を京都から叩き出せ」「会長は土下座しろ」「京都弁護士会を解体せよ」などの怒号をあげるなどして弁護士会の活動を妨害した。さらに、これに対応した同会副会長らに対し、大声で「売国奴日本から出ていけ」「ぼんくら」「ボケ」などと罵声を浴びせるなどした上、拡声器を用いて、同会長声明に対する「抗議文」を、同会館前路上において読み上げた。その内容は、「朝鮮学校、こんな学校でない。当たり前だ」「汚くてしょうがない」など、さらなる差別を助長するものであった。

2 前記のような、朝鮮学校における嫌がらせや脅迫的言動は、在日コリアンの子どもの生命・身体・自由と安全を脅かし、朝鮮学校児童の教育を受ける権利を侵害する行為であり、およそ正当化される余地はない。

同時に、これらの嫌がらせや脅迫的言動は、憲法13条及び世界人権宣言第1条、第2条、第3条をはじめ、国際人権規約、人種差別撤廃条約、子どもの権利条約などにおける人の尊厳の保障及び人種差別禁止の理念及び規定にも反する。

さらに、これを非難する会長声明を発表した弁護士会の活動が、見るにも耐えがたいほどの粗野・粗暴な「抗議」活動によって妨害される事態が生じている。

3 弁護士会は、人権擁護等を目的とする公益団体である。

朝鮮学校児童に対する嫌がらせや脅迫的言動は各種人権規定に反し到底許されないものであって、弁護士会が会長名でこれを非難する声明を発表することは、人権擁護を目的とする弁護士会の目的に沿う正当な活動である。

それにもかかわらず、これら正当な活動に対し、前記のように粗野・粗暴な暴言を吐き怒号を挙げるなどし、弁護士会の正当な活動を妨害することは、人権擁護団体である弁護士会の根本的役割に対する妨害行為であり、断固許すことはできない。

4 このような事件の背景には、未だ存在する在日コリアンへの根深い差別意識があり、それが社会的に弱い立場にある朝鮮学校児童に向かうという日本社会が抱える問題が存在する。また、在日コリアンに対する歴史的認識、民族教育に対する正確な理解が不足していることは、さらにその問題を増大させている。

日本弁護士連合会および当連合会はこれまでも、人種差別の禁止、民族教育の尊重を求め、多民族・多文化の共生する社会を推進するために必要な施策の実施を求めてきた。しかし、旧植民地出身者やその子孫をはじめとする民族的少数者に対する差別を未だ根絶できていない状況にある。

さらにこの状況が、弁護士会の正当な活動に対する看過できない妨害活動を生み、弁護士会の人権擁護活動が妨害される事態を惹き起こしているのである。

5 今回の騒動による朝鮮学校および在日コリアン社会への影響は甚大である。密接な連携関係をもつ在日コリアン社会にあっては、今回の影響が、京都に限らず近畿、ひいては全国に波及し、民族学校児童数の減少等さまざまな被害が発生するおそれを抱えているのである。さらに民族学校児童の正当な人権を擁護する弁護士会の活動が妨害されようとしていることは、過去に例を見ない事態である。

当連合会は、今回の在日コリアンの子どもたちへの脅迫的言動および弁護士会に対する妨害活動を強く非難するとともに、政府、警察及び教育機関を含む関係諸機関に対し、在日コリアンの子どもたちが安心して学校に通い生活できるための施策・対策を充実させるよう要請する。

以上のとおり、2010年3月10日の近畿弁護士会連合会理事会において決議する。

近畿弁護士会連合会

理事長 福井啓介